

社協だよりみぶ広告掲載取扱要領

(令和4年5月1日)

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、社協だよりみぶの広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 社協だよりみぶに掲載する広告は、要綱第3条に規定する広告の基準に適合するものでなければならない。

(広告の規格、掲載料等)

第3条 社協だよりみぶに掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、別表1のとおりとする。

2 掲載する広告の割付は、本会が行う。

3 第4条に定める会員特典の対象となり割引掲載料が重複する場合は、割引率が高い金額を適用する。

(会員特典)

第4条 前年度に、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員であった者（前年度4月から3月に会費を納入した者）は、当年度5月発行号から2月発行号の社協だよりみぶ広告掲載において、次の各項に定める特典の対象とする。ここでいう会員とは、法人・団体等の会員で広告を掲載する場合を対象とする。代表者並びに従業員等が個人会員であることをもって前述の特典は利用できない。

2 本会の会員は、優先的に掲載することができるものとする。掲載優先順位は要綱第8条に定めるとおりとする。

3 前条第1項に定める掲載料に対し、本会特別会員については1回掲載につき20パーセント相当額を、本会賛助会員については1回掲載につき10パーセント相当額を掲載料金から割り引くものとし、別表2のとおりとする。

4 2口以上加入する本会特別会員から広告掲載の申込みがあった場合、1回掲載分の料金を無料とする。ただし、ウェブサイト等の他広告媒体の掲載料との重複した無料適用は行わない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間を社協だよりみぶ発行1号単位とし、掲載申込みのあった期間とする。

2 本会は、紙面の都合上、広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）の広告掲載希望月が叶わない場合は、申込者と協議の上、掲載月を決定する。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、社協だよりみぶ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、掲載を希望する広報発行日の2ヶ月前の月の初日までに、会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、広告原稿を添付しなければならない。

3 会長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

4 前項の規定により会長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、申込者は申込権を失う。

5 掲載する広告の原稿は、申込者が作成するものとする。

6 同一の申込者が申込みことができる広告は、社協だよりみぶ1号につき1枠を限度とする。ただし、会長が認めた時は、1号につき2枠以上の掲載ができる場合がある。

(広告の審査及び決定等)

第7条 会長は、前条第1項の申込みがあったときは、要綱第3条に定める基準により、申込者の業種等及び広告内容について審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 期間を設け募集を行った場合において、前項の審査により要件を満たしていると認められる申込者が掲載の枠を超えるときは、抽選により決定する。

3 前項の通知は、決定となった申込者（以下、広告主という。）に対しては社協だよりみぶ広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって、不掲載決定となった申込者に対しては社協だよりみぶ広告不掲載決定通知書（様式第3号）をもってするものとする。

(広告原稿の変更)

第8条 広告主は、社協だよりみぶ1号を単位として、掲載する広告原稿を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更する場合は、発行日の2ヶ月前の月の初日までに社協だよりみぶ広告掲載原稿変更申込書（様式第4号）を提出するものとする。

(契約の締結)

第9条 第7条第1項の規定により広告主は、社協だよりみぶの広告掲載に係る契約について、会長と締結できるものとする。

2 会長は、承諾した後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

種 類	位 置	規 格	回 数	掲載料金(税込)
社協だより みぶ	下面 (表紙及 び最終頁を除 く)	下面 1 / 2 (縦 50mm×横 88mm) カラー	1 回掲載	5, 0 0 0
			2 回連続掲載	9, 5 0 0
			3 回連続掲載	1 4, 2 5 0
			4 回連続掲載	1 9, 0 0 0

※ 2 号以上継続して掲載する場合は 1 回あたり 5 パーセント相当額を割り引く。

※ 連続掲載の場合のみ割引料金を適用とする。年 2 回の掲載であっても掲載時期が連続しない場合は割引の対象外とする。

別表 2 (第 4 条関係)

回 数	掲載料金(税込)	
	特別会員	賛助会員
1 回掲載	4, 0 0 0	4, 5 0 0
2 回掲載	8, 0 0 0	9, 0 0 0
3 回掲載	1 2, 0 0 0	1 3, 5 0 0
4 回掲載	1 6, 0 0 0	1 8, 0 0 0

様式第1号（第6条関係）

社協だよりみぶ広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会
会 長 様

申込者 住 所 （法人の場合は所在地）

氏 名 （法人の場合は名称及び代表者名）

社協だよりみぶ広告掲載取扱要領第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。申し込みにあたっては、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会有料広告事業実施要綱及び社協だよりみぶ広告掲載取扱要領の規定を遵守します。

法人・団体名等	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
担当部署・氏名	
希望掲載月 (希望月に○をつけてください)	5月1日発行 / 8月1日発行 / 11月1日発行 / 2月1日発行
本会会員の有無 (○をつけてください)	特別会員／賛助会員／協力会員／非会員 (前年度： 年4月～ 年3月の間に加入した会員区分に○をつけてください) ※下記部分は本会が記入します 会員となった日(振込日) 令和 年 月 日
広告掲載料	【特別会員・賛助会員】 ① 1回掲載 4,000円(特別会員) × 回 = 円 ② 1回掲載 4,500円(賛助会員) × 回 = 円 【上記会員以外】 ③ 1回掲載 5,000円 × 回 = 円 ④ 1回掲載 4,750円(連続掲載の場合) × 回 = 円 ※掲載時期が連続する場合は、④の料金が適用となります。

<p>広告の原稿 (デザイン画・広告文)</p>	<p>※電子データがあれば併せて提出してください。</p>
<p>会社・団体概要</p>	<p><input type="checkbox"/>添付あり (謄本の写し、定款等の写し、事業概要書類 等) <input type="checkbox"/>添付なし ※添付なしの場合は、会社・団体概要を記載してください。</p>
<p>広告主の ホームページアドレス(URL)</p>	<p><input type="checkbox"/>ホームページあり <input type="checkbox"/>ホームページなし ホームページアドレスURL () ※ホームページがある場合は、URLを記載してください</p>

※申込書受領後、広報紙への掲載について検討するもので、掲載が決定されるものではありません。掲載号の決定については、後日連絡いたします。

様式第2号（第7条関係）

社協だよりみぶ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付で申込みのありました、社協だよりみぶ広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 広告掲載号 発行号
- 2 広告掲載料 円
- 3 納付期限 年 月 日まで
- 4 振込み先

金融機関名	足利銀行
支店名	壬生支店
口座番号	普通預金 292500
フリガナ	シヤカイフクシホウジン ミブ マチシヤカイフクシキョウギカイ カイチョウ
口座名義	社会福祉法人壬生町社会福祉協議会 会長

5 その他

- ・掲載するページの指定はできません。
- ・原稿の変更は、発行日の2ヶ月前の月の初日までに提出をお願いします。

様式第3号（第7条関係）

社協だよりみぶ広告掲載不掲載決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付で申込みのありました、社協だよりみぶ広告掲載について、次のとおり掲載できないことを決定いたしましたので通知いたします。

記

○ 不掲載とした理由

様式第4号（第8条関係）

社協だよりみぶ広告原稿変更申込書

年 月 日

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会
会 長 様

住所
氏名

社協だよりみぶ広告掲載取扱要領第8条第1項の規定に基づき、次のとおり原稿の変更を申込みいたします。

記

- 1 広告の変更を希望する掲載号
月 日発行号
- 2 広告原稿の添付
※電子データがあれば併せて提出してください